

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年5月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

## 1 届出の概要

### (1) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社ヤマダ電機 群馬県前橋市日吉町4丁目40番地の11

### (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド高松春日店 高松市春日町218番地1ほか

### (3) 変更しようとする事項

#### ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 5,002㎡

変更後 8,265㎡

#### イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

##### 駐車場の位置及び収容台数

変更前 収容台数 301台

位置 別図のとおり

変更後 収容台数 520台

位置 別図のとおり

#### ウ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

##### (ア) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前9時30分から午後10時30分

変更後 午前9時30分から午後10時30分（駐車場①及び②）

午前9時30分から午後10時（駐車場③及び④）

##### (イ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前 出入口の数 3箇所

位置 別図のとおり

変更後 出入口の数 6箇所

位置 別図のとおり

なお、「別図」は、省略し、その図面を3の(1)の場所において3の(2)の期間縦覧に供する。

### (4) 変更年月日

平成20年1月19日

### (5) 変更する理由

お客様へのより一層の利便性向上を図るため。

## 2 届出年月日

平成19年5月18日

## 3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

### (1) 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

(2) 縦覧期間

平成19年5月25日（金曜日）から同年9月25日（火曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成19年9月25日（火曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

(1) 記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

(2) 提出先

郵便番号760-8570 高松市番町4丁目1番10号  
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ